

税務課からのお知らせ



寡婦・寡夫控除が見直しになり、 ひとり親控除が創設され 令和3年1月1日より施行されます。

納税義務者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者）である場合には、確定申告をすることにより、その人の前年の総所得金額等から30万円が控除されます。（※控除額は住民税に対する額）

控除名	理由	控除適用要件	控除額
ひとり親控除	婚姻無	次の2つの要件に いずれにも 該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 前年度の所得金額が500万円以下である 生計を一にする、ほかの人の扶養親族などになっていない前年度総所得が48万円以下の子を有する 	30万円
	離婚または死別	次の2つの要件に いずれにも 該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 前年度の所得金額が500万円以下である 生計を一にする、ほかの人の扶養親族などになっていない前年度総所得が48万円以下の子を有する 	
	事実婚除外要件	住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者がいないこと	
寡婦控除 （女性）	死別	前年度の所得金額が500万円以下である	26万円
	離婚	次の2つの要件に いずれにも 該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 前年度の所得金額が500万円以下である 子以外の扶養親族がいる 	
	事実婚除外要件	住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者がいないこと	

※ひとり親控除の適用を受ける人の性別は問いません

注) 上記の各種控除や国民健康保険税の軽減判定または扶養申請などで、所得証明など（※前年において収入がなかった場合も含む）が必要な場合は、確定申告をされていないと事実確認が出来ませんので、確定申告期間中（詳細は広報2月号にて記載）に必ず申告をおこなってください。

新型コロナウイルス感染症拡大により、 影響を受けられた人に対する税優遇の制度が 令和3年1月1日より施行されます。

①新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例

自粛要請を受けてイベント（文化芸術・スポーツに関するもの）を中止した主催者に対し、払い戻請求権を放棄したとき、村が条例で指定しているものは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる場合があります。

税優遇の対象となるのは、令和2年2月1日（土）から令和3年1月31日（日）までに開催予定であったイベントについて、令和2年2月1日（土）から令和3年12月31日（金）までの間におこなわれた払戻請求権の放棄のみで、村長が指定するものです。

◇寄付金税額控除までの具体的な流れ

- 1) 主催者からの申請に基づき、文部科学大臣が対象イベントを指定。
- 2) 参加者が主催者に払戻しを放棄する旨を連絡し、「指定行事認定証明書」と「払戻請求権放棄証明書」を入手する。
- 3) 参加者が、前記の証明書2点を用いて確定申告をおこなう。
（※対象イベントや控除についての詳細については、村ホームページを参照ください。）

②新型コロナウイルス感染症などに係る住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の特例

消費増税に伴う対応として、消費税率10%が適用される住宅取得などについて、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合に、住宅ローン控除の適用期間が10年から13年に延長されています。

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設工事の遅延などへの対策として、令和2年12月31日までに居住開始できなかった場合でも、次に掲げる要件をすべて満たす場合は控除期間の延長が適用されます。

〈適用要件〉

- 新型コロナウイルス感染症の影響によって、新築した住宅などへの居住開始が遅れたこと
- 一定の期間（新築の場合は令和2年9月末、それ以外の場合は令和2年11月末）までに新築した住宅等に係る契約をおこなっていること
- 令和3年12月末までに新築した住宅等に居住開始していること

※住宅ローン控除とは、「住宅ローン年末残高×1%」で計算され、最高40万円を控除できます。（※認定長期優良住宅は最高50万円）

※令和2年に住宅を取得された人を対象とした住宅ローン控除説明会を令和3年2月8日（月）および、9日（火）に役場庁舎にておこなう予定です。詳細は「広報みなみあそ2月号」および「村ホームページ」にて今後お知らせいたします。

固定資産の所有者が死亡された場合は、 税務課に届出が必要です

固定資産税の納税義務者が死亡した場合は、通常、法務局で所有権移転登記（相続登記）の手続きをしていたこととなります。

相続登記を令和2年中に済まされた場合、令和3年度分から、相続人となる登記名義人（所有者）に課税されます。また、相続登記が済むまでの間は、相続人の中から納税通知書その他の賦課徴収に関する書類を受け取っていただく代表者を届出していただく必要があります。

令和2年に所有者が死亡された場合で、登記手続きをお済みでない人は、「代表相続人指定届出書」をお送りしますので、役場税務課にご連絡をお願いいたします。なお、この届出は相続登記や税務署の相続税とは関係ありません。

〈問い合わせ〉 税務課 TEL (67) 2703